

仕様書

1 件名

千葉公共職業安定所 電気設備改修工事

2 施工場所等

名称： 千葉公共職業安定所

住所等： 〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3

連絡先： 043-242-1181 (51#)

担当者： 庶務課 岡 (おか)

3 施工時期

令和7年3月31日(月曜日)まで

4 工事概要

千葉公共職業安定所において、電磁接触器等の交換を行うこと。また、4階から5階に設置されている照明器具の一部をLED照明器具に交換すること。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (4) 施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後は発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 契約後に関係法令等に基づき必要に応じて、石綿の事前調査及び結果報告を行うこと。また、石綿の使用が認められた場合には必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。
- (7) 工事可能日は、平日とする。時間は原則として、8時30分から17時00分までの間とする。いずれも、担当者の了承を得たときはこの限りではない。

7 仕様等

- (1) 千葉公共職業安定所 3 階に設置されている電磁接触器等の交換を行うこと。

【交換する部品】

- ・電磁接触器 1 個
メーカー：富士電機
型番：SC-N1/VS
- ・補助継電器 1 個
メーカー：富士電機
型番：SH-4

- (2) 千葉公共職業安定所において、次の場所に設置されている照明器具を LED 照明に更新すること。

[常用]

- ①利用者用階段踊り場 (3 階から 4 階間、4 階から 5 階間)

[常用兼非常用]

- ②利用者用階段 (4, 5 階)
③職員用階段 (4, 5 階)

[非常用]

- ④機械室 (5 階)
⑤会議室 (4, 5 階)

- (3) 仕様

数値は目安とする。

- ①利用者用階段踊り場 (3 階から 4 階間、4 階から 5 階間) 計 4 台

壁直付型 40 形 直管 LED ランプ
定格電圧 100～242V
器具サイズ 幅 1270mm 高さ 120mm 出しろ 103mm
質量 2.3kg
光色 昼白色 (5000K Ra84)
光源寿命 40,000 時間
器具光束 2960lm
消費電力 33W
エネルギー消費効率 89,61m/W

【参考商品：NNF41825 LE9 (パナソニック)】

- ②利用者用階段 (4, 5 階) 計 2 台

天井直付型 32 形 LED ベースライト (非常用) 一体型階段灯
定格電圧 100～242V
器具サイズ 幅 1420mm 高さ 160mm 出しろ 78mm
質量 3.8kg
光色 昼白色 (5000K Ra83(常用光源) Ra70(非常用光源))
光源寿命 40,000 時間
器具光束 3800lm

消費電力 29.6W

エネルギー消費効率 128.3lm/W

グリーン購入法適合商品

【参考商品：NDCF42235 LE9（パナソニック）】

③職員用階段（4,5階） 計2台

壁直付型 32形 LED ベースライト（非常用）・一体型階段灯

定格電圧 100～242V

器具サイズ 幅1420mm 高さ202mm 出しろ78mm

質量 3.9kg

光色 昼白色（5000K Ra83（常用光源） Ra70（非常用光源））

光源寿命 40,000時間

器具光束 3800lm

消費電力 29.6W

エネルギー消費効率 128.3lm/W

グリーン購入法適合商品

【参考商品：NDCF43235 LE9（パナソニック）】

④機械室（5階） 計1台

天井直付型 ミニクリプトン電球 40形相当 Dスタイル 一体型 LED ベースライト（非常用）

定格電圧 AC/DC100V

器具サイズ 幅150mm 長さ180mm 高さ53mm

質量 0.4kg

光色 昼白色（5000K Ra70）

消費電力 6.6W

【参考商品：NNLG01515（パナソニック）】

⑤会議室（4,5階） 計2台

天井埋込型 LED 非常用照明器具 電源別置形 従来ハロゲン 45形相当

定格電圧 AC/DC100V

器具サイズ 埋込穴φ60 外形φ75

質量 0.2kg

光色 昼白色（5000K Ra70）

消費電力 AC：3.6W DC：3.5W

公共施設用形名：K0-LRS11-D6

【参考商品：EL-DT20111（三菱電機）】

（4）新設照明器具について

- ・器具種類及びサイズについては、既存器具と同等のものとする。また、既設照明器具の後継品となる LED 照明器具が存在しないものについては、既設器具により近い形状、仕様の器具を設置すること。
- ・照明器具に対応する LED ランプは同一メーカー製とすること。
- ・参考商品以外の同等品で参加する場合、契約担当者へ型番やカタログのコピーを示

し了承を得ること。

(5) その他工事について

- ・照明器具について、既存品を撤去し配線処理を適切に行った上で、LED 照明器具を 設置すること。設置箇所は既存品と同位置とする。(階段踊り場の設置箇所については別紙参照)
- ・照明器具取付ボルトの長さ、ピッチ等を新規に設置する照明器具に適合するように施工すること。
- ・既存品と交換品のサイズ違いにより天井に隙間ができる場合は、天井化粧ボード等を使用しほかの天井と同色となるよう補修すること。
- ・照明器具を設置する際に什器類等が障害となる場合、軽微な移動で対応できる場合は、受注者が什器類等の移動を行い、作業後元に戻すこと。ただし軽微な移動で対応できない場合には、担当者と協議すること。
- ・作業に当たっては、床等を破損することのないよう、必要な保護・養生を行うこと。特に、各種システムの電源及び LAN 配線等を破損することがないように考慮すること。
- ・作業の際は周囲の安全を考慮すること。
- ・作業後は正常に使用できることを確認すること。

8 留意事項

- (1) 契約締結後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない（守秘義務）。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に可能な限り現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者に仕様等の確認を行うこと。現地確認を実施せずに見積書の提出を行い契約締結した場合、契約締結後に仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。
なお、確認の際は事前に「2」の現場担当者へ連絡し、承諾を得ること。
- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 施工に当たり、予測できない工事箇所が判明し見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書(任意様式)」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

9 再委託

- (1) 業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

10 支払い・その他

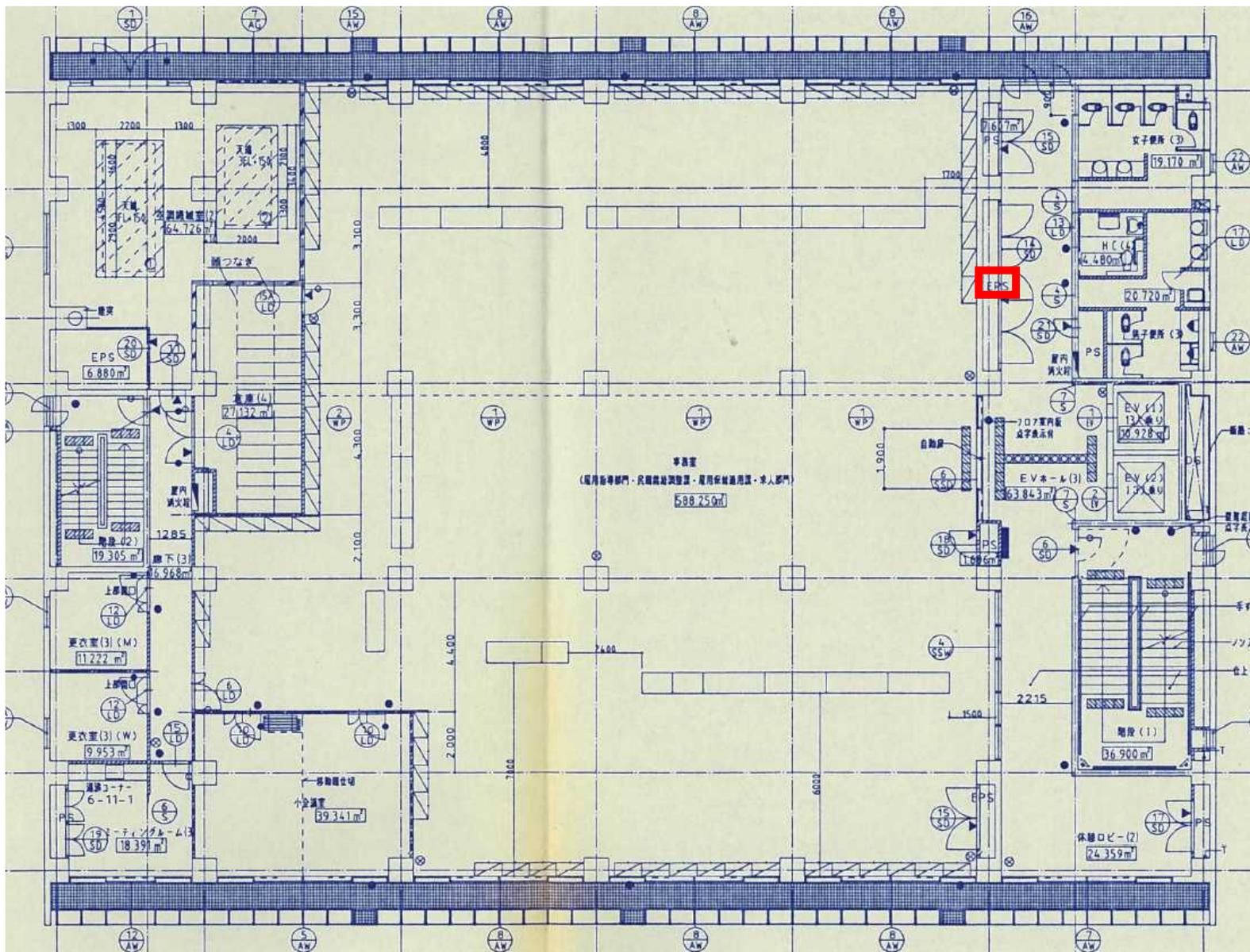
- (1) 工事完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込み支払うこととする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官 千葉労働局長」とすること。
- (4) 施工期限内に工事完了が困難な場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めるときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたときはこの限りではない。
- (5) 仕様書及び配布資料に定めがない事項等の疑義が生じた場合は、11契約担当者まで問い合わせること。

11 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）

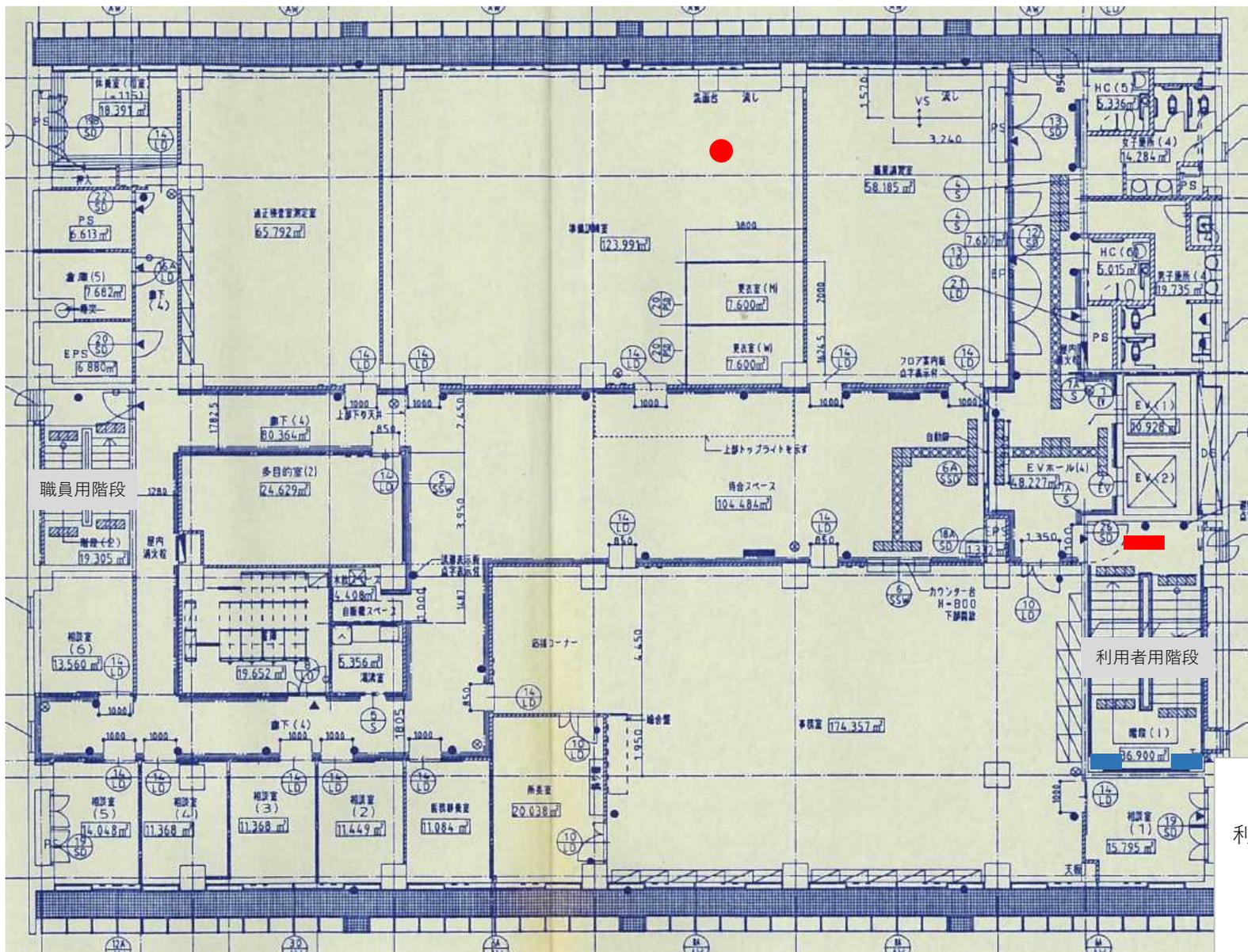
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階

TEL 043-221-4311 Mail kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp



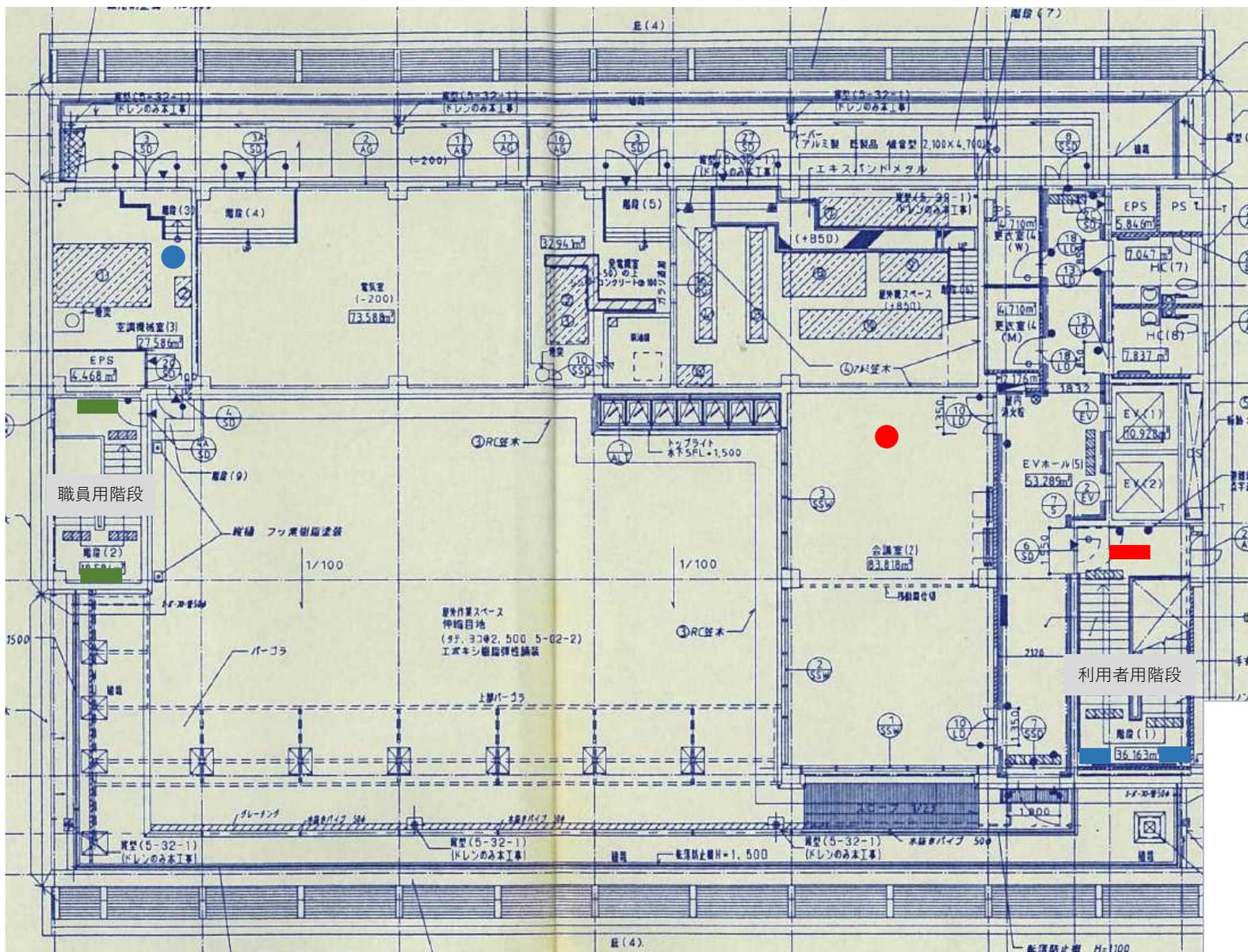
千葉公共職業安定所 3階平面図

施工箇所（電磁接触器）1箇所



千葉公共職業安定所 4階平面図

- 4階 施工箇所
- 利用者用階段 (3~4階踊り場)
- 2箇所 ■
- 会議室 1箇所 ●
- 利用者用階段 1箇所 ■



5階 施工箇所	
利用者用階段 (4~5階踊り場)	2箇所 ■
会議室	1箇所 ●
機械室	1箇所 ●
利用者用階段	1箇所 ■
職員用階段	2箇所 ■

千葉公共職業安定所 5階平面図



千葉公共職業安定所

3階北側

EPS

状態

電磁接触器不良により

切り替わらず



千葉公共職業安定所

利用者用階段踊り場

鉄パネル

詳しくは別紙を参照



千葉公共職業安定所
利用者用階段踊り場
鉄パネル裏照明器具



千葉公共職業安定所
利用者用階段
照明器具

4階



千葉公共職業安定所
利用者用階段
照明器具

5階



千葉公共職業安定所
職員用階段
照明器具

4階から5階間の踊り場



千葉公共職業安定所
職員用階段
照明器具

5階



千葉公共職業安定所
5階機械室
非常用照明器具



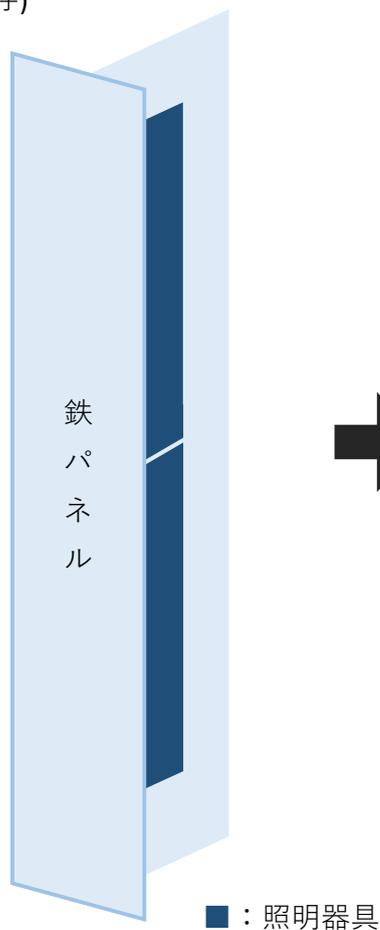
千葉公共職業安定所
4階会議室
非常用照明器具



千葉公共職業安定所
5階会議室
非常用照明器具

階段踊り場について

(既存)



(参考)



3階から4階間踊り場、4階から5階間踊り場 各2台 計4台照明器具の設置をすること。
3階から4階に2基、4階から5階に2基鉄パネルが設置されている。鉄パネル裏面に各4台ずつ計16台設置されている既存照明器具を撤去し、鉄パネルの表面に照明器具を直付けすること。また、配線露出面はメタモール等で覆うこと。

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「千葉公共職業安定所 電気設備改修工事」

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

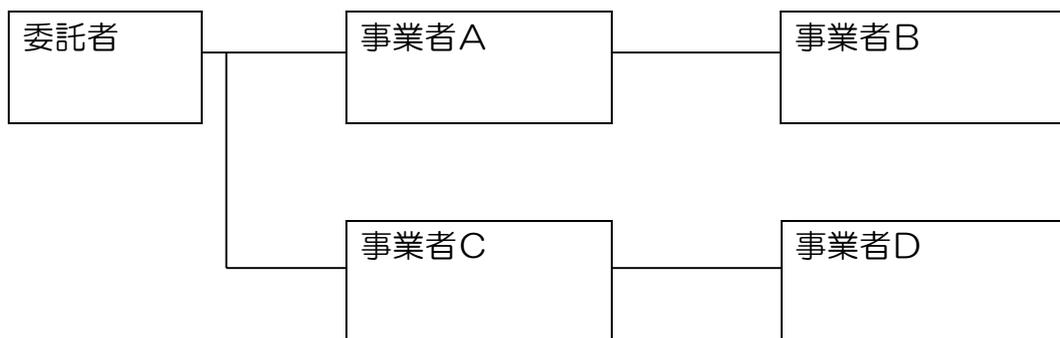
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「千葉公共職業安定所 電気設備改修工事」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名「千葉公共職業安定所 電気設備改修工事」
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

